

規程 第4号

一般財団法人備後地域地場産業振興センター 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人備後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第28条に規定する役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 センターを主たる勤務場所とし、かつ、週3日以上この法人業務に従事する役員をいう。
- (4) 報酬等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条に規定する報酬等であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価としての報酬等及び通勤手当を支給することができる。ただし、期末手当については理事会の決議により支給しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には退職手当は支給しない。

- (1) センターの定款第27条第1項第1号の規定により解任された者
- (2) 在職期間が1年未満の者
- (3) 国又は地方公共団体を退職後、就任した者
- (4) 退職手当を辞退する旨を申し入れた者

(役員等の報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、年額3,000,000円以内とし、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該常勤役員がセンターの使用人を兼ねる場合にあっては、一般財団法人備後地域地場産業振興センター職員の給与・旅費等に関する規程（以下「職員給与等規程」という。）を適用する。
- 3 常勤役員の通勤手当及び期末手当の額は、職員給与等規程に定めるところの例により算定した額とする。
- 4 常勤役員の退職手当は、一般財団法人備後地域地場産業振興センター職員の退職手当に関する規程（以下「職員退職手当規程」という。）に定めるところによる。

（報酬の支給方法等）

第5条 報酬の支給日、支給方法及び報酬から控除する額等支給に関する詳細は、職員給与等規程又は職員退職手当規程に準ずる。

（費用）

第6条 センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。ただし、常勤役員の通勤手当については、職員給与等規程に準ずる。

（改正）

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。